

(キ) その他温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項

計画書に準じて、記載すること。

(ク) 特記事項

計画書に準じて記載し、基準年度排出量、報告対象年度排出量及び目標年度排出量に係る調整後温室効果ガス排出量を記載するものとする。

(3) 温室効果ガス排出量内訳書に関する事項

(ア) 温室効果ガスの排出量の内訳

規則第11条第2項に規定する温室効果ガスの排出量の内訳を記載した書類については、排出量内訳書を用いることができる。

排出内訳書の作成等については、1(4)に準ずる。

(4) 報告書の提出等に関する事項

報告書は、毎年度作成し、知事（県民環境部環境首都課）に1部提出するものとする。なお、提出に当たっては、「提出書（規則様式第2号）」及び「温室効果ガス排出量の内訳を記載した書類（「排出量内訳書（指針様式第1号）」を用いて可）」、「温室効果ガスの排出抑制等のための重点対策チェックリスト（報告書用）（指針様式第3号）」（任意）を添付すること。

(5) 報告書の公表に関する事項

報告書の公表については、計画書の公表（1(6)）に準ずる。

3 環境情報の自主的な公表に関する事項【第28条関係】

特定事業者が自主的かつ積極的に公表する環境情報は、次のとおりとする。

- (1) 県に報告した事業活動に係る温室効果ガスの排出状況
- (2) 県に報告した温室効果ガスの排出抑制に係る対策の実施状況
- (3) その他自社の環境情報の積極的な公表に努めること。

4 「建築物環境配慮計画書」に関する事項【第32条関係】

(1) 計画書の作成・提出義務のある建築物の範囲

- (ア) 新築 床面積の合計が、2,000㎡以上の建築物
- (イ) 改築 改築に係る部分の床面積の合計が、2,000㎡以上の建築物
- (ウ) 増築 増築に係る部分の床面積の合計が、2,000㎡以上の建築物

(2) 任意による計画書の作成・提出

(1)に掲げる範囲以外の建築物においても、当該建築等における温室効果ガスの排出削減を進めるため、計画書の積極的な提出に努めるものとする。

特に、県及び市町村においては、その規模に関わらず、積極的な提出に努める。

なお、計画書の記入の項目その他計画書に関する事項については、(1)に掲げる建築物に準じる。

(3) 計画書の記入の項目及び方法

(ア) 建築物の名称

建築しようとする建物（当該建築物）の名称を記入すること。計画書提出時における名称（仮称）でもよい。

(イ) 建築物の所在地

建築しようとする建物の所在地を住居表示により記入すること。

(ウ) 工事の種別

提出に当たっての区分に応じ、該当するものにレを付すこと。

(エ) 工事着手予定年月日及び工事完了予定年月日

建築しようとする建物の工事の着工及び完了の予定日を記入すること。

(オ) 用途及び規模

建築しようとする建物の用途ごとに、床面積を記入すること。用途は、次の区分によるものとする。

集合住宅・ホテル・病院・物品販売業を営む店舗・事務所・学校・飲食店
・集会所・工場・その他（具体的な用途を記入すること。）

(カ) 敷地面積、建築面積、延べ面積、構造、高さ、階数

建築しようとする建物の設計図書の該当箇所から転記し記入すること。

(キ) 温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置

建築しようとする建物に施そうとする措置の概要を「別表第2 建築物に係る温室効果ガスの排出抑制等のための措置」を参考に、具体的に記入し、作成するものとする。

(ク) 連絡先

連絡先は、事業所の代表電話などではなく、建築しようとする建物の担当部署に直接連絡ができることを記入すること。なお、届出者の住所等と同一であった場合も、再度記入すること。

(4) 建築物の環境性能に関する評価結果

規則第16条第2項で定める建築物の環境性能に関する評価結果は、次に掲げる環境エネルギー性能評価指標の評価書又はこれに類するものを添付するものとする。

(ア) CASBEE新築（非住宅用）

(イ) CASBEE戸建（戸建住宅用）

(ウ) 一次エネルギー消費算定プログラム（住宅用）

(エ) 一次エネルギー消費算定プログラム（建築物用）

(オ) 一次エネルギー消費算定プログラム（モデル建築物法）

(5) 建築物環境配慮計画変更届出書の提出

建築物環境配慮計画書の見直し又は訂正等を行うときは、建築物環境配慮計画変更届出書を提出するものとする。建築物環境配慮計画変更届出書は、建築物環境配慮計画書に準じて記入すること。

なお、条例第32条第2項及び規則第18条に定める軽微な変更（「床面積」及び「温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置」のいずれにも変更を伴わない場合）は除く。

(ア) 変更しようとする事項

建築物環境配慮計画書に記入した事項のうち、変更しようとする項目について、変更前と変更後のものを記入すること。

(イ) 変更の理由

計画の変更が生じた理由を、簡潔に記入すること。

(6) 工事完了届出書

工事が完了したときは、速やかに工事完了届出書（規則様式第6号）を提出するものとする。

(7) 提出先及び提出部数

建築物環境配慮計画書（図面（配置図、平面図、立面図、断面図、設備図等）及び委任状（必要な場合）を添付）、変更届出書、工事完了届出書は、建築物の所在地を所管する総合県民局又は東部県土整備局に1部提出するものとする。

なお、徳島市内の建築物にあっては、提出先は、県民環境部環境首都課とする。

(8) 計画書等の公表に関する事項

県は、提出された計画書等の公表について同意が得られたものは、次の場所及び方法により県民の閲覧に供するものとする。

(ア) 環境首都課において、紙による公表を行う。

(イ) 県のホームページにおいて、電子的手法（PDFファイル）による公表を行う。

5 「エコドライブ推進員選任届出書」に関する事項【第38条関係】

(1) エコドライブ推進員選任の届出義務のある事業者等

事業で用いる車両のうち、県内で50台以上管理する者（委託先の事業者の車両の台数は含まない。）。

(2) 任意による選任届出書の提出

上記（1）に掲げる範囲以外の事業者においても、当該事業における温室効果ガスの排出削減を進めるため、選任届出書の積極的な提出に努めるものとする。

特に、県及び市町村においては、管理する台数に関わらず、積極的な提出に努める。

なお、選任届出書の記入の項目その選任届出書に関する事項については、（1）に掲げる事業者等に準じる。

(3) 選任届出書の記入の項目及び方法

(ア) 届出者

事業者の名称（商号）を記入すること。なお、県内の特定の支店、営業所等を記入する場合は、その支店名、営業所名等まで記入すること。

(イ) 自動車の主な管理場所

事業で用いる車両を管理している県内の主な場所を記入すること。

(ウ) エコドライブ推進員の役職及び氏名

事業で用いる自動車を管理する部署の従業員の役職と氏名を1人以上記入すること。記入するエコドライブ推進員の人数が4人を超える場合は、別紙を用意し記入すること（様式不問）。

なお、県内に複数の自動車の主な管理場所がある場合は、その管理場所ごとに記入しても構わない。